

事業内容及び補助率

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 水利施設整備事業						
(1) 基幹水利施設整備型		①農業用排水施設整備事業	80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体: 県】 《受益面積》 水田100ha以上(畑地は50ha以上) 《末端支配面積》 5ha以上(畑地は制限なし)
(2) 水利区域内農地集積促進型 (採択は、「平成27年度新規」まで)		①農業用排水施設整備事業 ②暗渠排水事業 ③客土事業 ④区画整理事業	80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体: 県】 ・基幹の農業用排水施設を国営、県営かんがい排水事業で実施中であること。 ・受益面積の合計が20ha以上であること。 ・事業区域において、事業完了時までに担い手への農地の面積又は利用集積が一定以上増加すること。
■ 基幹水利施設管理事業						
		農業農村整備事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設(ダム・頭首工・揚水機場等)について、農業及び社会情勢の変化に対応した管理を行い、その効用を適切に発揮させる。	30	70	0	①非農地率が10%以上 ②農林水産大臣により管理委託されたもの。 ③一施設ごとの受益面積1,000ha以上 (畑地は300ha以上) ④下記に定める施設の規模等に係る条件に該当すること。 [ダム] 設計洪水量が300m ³ /s以上又は貯水量が2,500千m ³ 以上 [頭首工] 設計洪水量が300m ³ /s以上、かつゲートが1門以上、かつ最大取水量が1.0m ³ /s以上 [揚水機場] 最大取水量が1.0m ³ /s以上
			30	50	20	団体営(地下ダム)
			30	30	40	団体営(地下ダム以外)
■ 国営造成施設管理体制整備促進事業						
		[操作体制整備型] 国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の運転・操作等の業務を予定管理者に委託し、国の指導のもとに運転・操作等業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を図る。	85	7.5 (10)	7.5 (5)	【事業主体: 市町村又は土地改良区等】 ①事業主体が予定管理者であること。 ②水管理施設が整備されていること。 ③受益面積が1,000ha(畑地は300ha)以上
		[管理体制整備型] 農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して、土地改良区等の管理体制の整備を図る。	50	50	0	【事業主体: 県及び市町村】 ①管理体制整備計画の策定(県主体)
			50	25 (30)	25 (20)	②管理体制整備の推進活動(市町村主体)
			50	25 (30)	25 (20)	③管理体制の整備・強化に対する支援(市町村主体)

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 農地整備事業(経営体育成型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体: 県】 (1)の①～⑤のうち2以上(④、⑤は単独でも可)の事業を実施 《受益面積》 20ha以上 《その他》 基盤整備関連経営体育成等促進計画(促進計画): 市町村が策定 【農用地利用集積促進土地改良整備計画】 集積促進整備計画: 県策定 【高度化支援事業を実施する場合には】 農業経営高度化計画(高度化計画): 県が策定 【経営体(担い手)育成要件】 ①担い手への農地利用集積 事業完了時に担い手の経営面積シェアを一定要件以上増加させること。 ②担い手農業者等の育成 完了時に次の内いずれかを満たすこと。 ・認定農業者の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上となること。 ・認定農業者数が30%以上増加すること。
(2) 農業生産基盤整備附帯事業		①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合				
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設 ⑨農作業準備休憩施設 ⑩地域資源利活用基盤				
(4) 特認事業		地方農政局長等が特に認める事業				
■ 農地整備事業(畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体: 県】 [担い手育成型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が10ha以上。 ・活性化計画等において、担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図られること。 《その他》 ・農業農村活性化計画(活性化計画): 市町村が策定 ・畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画(集積促進整備計画): 県が策定 (農業経営高度化支援事業を実施する場合には) ・農業経営高度化計画(高度化計画): 県が策定
(2) 農業生産基盤整備附帯事業		①土壌改良事業 ②交換分合				
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業				
						[担い手支援型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が20ha以上。 ・担い手農家数割合または担い手経営面積割合が10%以上 ・受益農家のうち3戸以上が担い手であること。 (但し、生産法人等の場合は除く。) 《その他》 ・畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(高度化整備計画): 県が策定 ・畑地帯営農促進基本計画(基本計画): 市町村が策定

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 水質保全対策事業						
		耕土流出防止型 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業 ①農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備 ②農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事 ③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上するための軽微な変更 ④水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であつて、次のア及びイを満たすもの。 ア. 上記の①から③までのいずれかと併せて行うもの。 イ. 上記の①から③までの費用の合計の5%以内とする。	(H22迄) 75 25 0			国頭マージ、島尻マージまたはジャーガル等に覆われた地帯であること。 県営: 対象農用地が20ha以上 団体営: 対象農用地が10ha以上
			(H23新規) 75 15 10			
			(H24新規から) 75 12.5 12.5 (15.0) (10.0)			
■ 集落基盤再編・整備事業						
1 集落基盤再編事業(旧村づくり交付金)			70 12 18 (15) (15)			(共通事項) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)を対象としていること。 1.集落基盤再編事業 集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤整備及び農村生活環境の整備・再編を実施するもので、以下のいずれかに該当する事業とする。 ア.左記区分の1)に掲げる事業及び2)に掲げる事業を一体的に実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。) イ.左記区分2)に掲げる事業のみを実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。) ウ.上記ア及びイと併せて左記区分3)による事業を実施 2.中山間地域総合整備事業 農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村環境等の整備・再編を実施するもの。 ①集落型事業 ア.一般型事業 左記区分1)及び2)、3)等を一体的整備を実施するもの。 イ.生産基盤型事業 左記区分1)のみを実施するもの ウ.生活環境型事業 左記区分1)及び3)のうち2以上の事業を実施するもの ②広域連携型事業 市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。
2 中山間地域総合整備事業			70 14 16 (16.5) (13.5)			
1) 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗渠排水 (8) 農用地の改良又は保全		75 12.5 12.5 (15) (10)			
2) 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 農業環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備		75 14.5 10.5 (16.5) (8.5)			
3) 特認	特認					

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準	
			国	県	地元		
■ 通作条件整備事業		[一般農道整備事業]	85	7.5 (10.0)	7.5 (5.0)	《受益面積》 50ha以上(過疎等30ha以上) 《全幅員》 4.5m以上(過疎等4m以上) 《総事業費》 50百万円以上	
		[農道保全対策事業] 農道として造成された路線を対象として保全対策を実施する。	85	7.5 (10.0)	7.5 (5.0)	《事業主体》 対策工事: 県又は市町村 点検診断: 県又は市町村 《受益面積》 50ha以上 《総事業費》 30百万円以上 ※ただし、点検診断に関してはこの限りでない。	
■ 農業集落排水事業		汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備	75	12.5 (15)	12.5 (10)	[新設] ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。 ・ちゅら水プランで農業集落排水で汚水処理することを位置づけられたもの。 ・受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸 ・処理対象人口は概ね1,000人程度に相当する規模以下 ・汚水には重金属等有害物質を含む恐れのある工場排水は含まない。 ・処理水・汚泥等の農地還元利用を目的としたもの。 [改築] ・農業集落排水施設の改築に要する費用が200万円以上であって、以下のいずれかのもの。 ①適切な維持管理の下、供用開始後7年以上を経過したものの。 ②供用開始後、汚水対象処理人口の著しい増加、処理水質基準の強化等の環境の変化が認められたもの。	
■ ため池等整備事業		農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事				・受益面積が概ね20ha以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、概ね10ha以上のもの。 ・総事業費が概ね800万円以上のもの。	
		(1) ため池等整備工事					
		① ため池整備工事 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生のおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ。)の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備	80	20	0	県営	
		② ため池機能保全工事業 災害発生の防止等が必要なため池の浚渫					
		③ 管理施設の整備 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更で①と併せ行うもの	80	20	0	県営	
		(2) 用排水水域施設整備事業 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備	80	11 (15.5)	9 (4.5)	団体営	
(2) 土砂崩壊防止工事 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ため堰提、水路等の新設又は変更。	80	12 (16.5)	8 (3.5)	県営	① 受益面積が、5ha以上のもの。 (団体営は下限なし) ② 総事業費が、概ね800万円以上のもの		
			80	11 (15.5)	9 (4.5)	団体営	

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採択基準
			国	県	地元	
■ 農地保全整備事業		(1) 農地浸食防止工事 次に掲げる工事内容であること。				
		①本工事 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう)又は特殊土地地帯(侵食を受けやすい性状の土地地帯をいう)における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設、改修又は風食、風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備。	80	10 (15)	10 (5)	[県営] 本工事部分の受益面積20ha以上 [団体営] 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益が概ね10ha以上 (ただし、離島にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計が概ね10ha以上で、かつ本工事の受益面積が概ね5ha以上)
		②関連工事 本工事と併せ行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事 ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ. 農道の新設又は改修 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修	80	10 (15)	10 (5)	受益面積5ha以上 (団体営は下減なし)
		③排除工事 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除を行う工事	80	10 (15)	10 (5)	団体営のみ
		(2) 特殊農地保全整備工事 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積の概ね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事。	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	農地侵食防止工事(排除工事を除く)と併せ行い、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの。 ア. ほ場整備 受益面積5ha以上(団体営は下限なし) イ. 畑地かんがい 受益面積20ha以上(団体営は下限なし)
■ 地すべり防止事業		地すべりを防止するための対策実施 ①抑制工 ②抑止工	60	40	0	地すべり等防止法第3条による指定区域において事業が実施できる。当該当地すべり防止区域の指定要件は地すべり地域の面積5ha以上のもので、以下のどれかに該当するもの。 ①多量の土砂が溪流又は河川に流入して下流河川(ただし、準用河川以外の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ②鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。 ③官公署、学校又は病院等の公共見物のうち重要な者に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ④貯水量30,000㎡以上のため池もしくは関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑤人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑥農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 (農地5ha以上10ha未満であつて当該地域の存する人家の被害を合わせて考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当する者と認められるものを含む。) ⑦総事業費が7,000万円以上のもの。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 海岸保全施設整備事業						海岸法第3条による海岸保全区域において、事業を実施するもの。
		[高潮・侵食] 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害を防止するための堤防、樋門等の新設及び改修、防風林の設置	90	10	0	・防護面積が5ha/km以上または防護人口が50人/km以上 ・総事業費5,000万円以上
		[海岸耐震対策] 地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。	90	10	0	・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上
	[海岸堤防等老朽化対策] 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。	90	10	0	・海岸保全施設の管理が適切に実地されていること。 ・機能強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上	
■ 土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う。	県営 80	20		・土地改良施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)10ha以上かつ復旧事業費200万円/箇所以上
			団体営 80	1	19	・機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策の実施や施設監視の適切な実施を行っているもの。
■ 農業基盤整備促進事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更	80	10 (15)	10 (5)	次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内であること。ただし、農用地区域以外を事業実施区域とする必要がある場合には、知事が認める区域とする。 ②農業基盤整備計画を策定していること。 ③1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 ④1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。
		(2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除稈、心土破碎及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道の変更 (6) 農用地の保全 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (7) 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動	80	11 (15.5)	9 (4.5)	

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採択基準
			国	県	地元	
■ 農地耕作条件改善事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農地造成 農用地の造成 (7) 農用地の保全 (1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備 (9) 管理省力化支援 水管理省力化、維持管理省力化 (10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用 (11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	80	10 (15)	10 (5)	次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、必要な場合は、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。 ②農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ③地域内農地集積促進計画を作成していること。 ④農地耕作条件改善計画を作成していること。 ⑤1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 ※ハード事業:事業種類(1)～(8) ⑥1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。
			ただし、土地改良法に基づく事業(法事業)については	80	11 (15.5)	
■ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業		団体営事業等で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、対策工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急工事を実施する。				・施設機能向上を主な目的としないこと。 ・対象となる団体営造成施設等は、県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。
			50	20	30	[機能保全計画の策定] ・末端支配面積100ha以上の施設 ・予防的対策が有効と見込まれる施設
			80	8	12	[対策工事] 地区受益面積100ha以上であること。 (当事業で機能保全計画の策定を行っていない場合であつて、別に定めるところにより機能保全計画を策定した場合にあっては10ha以上)
			80	8	12	[緊急工事] 突発的な事故によるもので、施設の劣化に起因すること。
			50	20	30	[実施計画策定型]※H22年度より 対策工事の地域の諸条件について現況把握等の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの。
■ 基幹水利施設ストックマネジメント事業		国営及び、県営事業で造成した水利施設の予防保全診断・保全計画を策定し、予防保全工事を実施する。 併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等を実施する。				既存施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能向上を主な目的としないものであること。
			50	50	0	[機能保全計画の策定] 県が作成する実施方針に位置づけられたものであること。
			80	11	9	[対策工事] ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 ・地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ha以上(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上)
			80	11	9	[緊急工事] 県が作成する実施方針により知事が選定した施設であること。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採択基準
			国	県	地元	
■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業		《下記(1)・(2)共通》				①長寿命化・防災減災整備計画を作成していること。
		(1) 長寿命化対策水利施設整備	80	8	12	上記①の他、次の②～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ②事業費の合計が200万円以上であること。 ③受益農業者数が2者以上であること。 ④事業期間が原則3か年以内であること。
		(2) 機能発揮対策 I. 調査計画等 II. 体制整備 III. ハザードマップ作成	100	0	0	上記①の他、次の⑤に掲げる要件を満たすものとする。 ⑤事業期間が1か年以内であること。 ※II、IIIについては令和2年度まで